

農業土木を 支えてきた人々

塙田五郎右衛門

— 稲荷中江用水の恩人 —

穴山務*

I. はしがき

新潟県の南西部に位置する高田平野の関川水系は、国営関川農業水利事業の完工を目前にして、水管理システムが着々と進められている。しかし、この地域は藩政時代、関川から取水する新田開発が相次ぎ、これに伴って複雑な上・下流間の水管理に関する慣習が生じた水利慣行のメカとして全国的に知られているところである。

稻荷中江用水もその一つ西中江用水にまつわる慣行の結果生じた新江筋開削と見ることができ、これを実現した塙田五郎右衛門が稻荷中江用水の恩人といわれるゆえんであろう。したがって、このたびは塙田五郎右衛門を紹介するに止まることなく、稻荷中江用水が誕生するまでの過程を中心に記すこととする。

II. 塙田五郎右衛門

塙田五郎右衛門勝和は明和5年（1768）2月1日琵琶湖畔で誕生し、幼少のころから筆商人の父親に連れられ

て越後まで来ていたと言い伝えられている。高田下小町（現在の上越市本町6丁目）の住人で惣年寄と呼ばれる村役人であった。惣年寄とは町民から選ばれた有力者で、合議して町政を司る人々であり名字帶刀を許されていた。したがって、死後祭られている河波良神社の絵図にも大小2本の帶刀が描かれている。

五郎右衛門は稻荷中江用水を完成させたばかりではなく、妙高山麓笛ヶ峰新田の開発や、赤倉を開拓してペレイショ栽培をさせ、それからカマボコ製造などに多用途なクズをとって各地へ販売させていた。また、金谷山犀ヶ池開拓では、当時は土木技術が幼稚であったため、トンネル工事が進行せず死者まで出して中止したが、自らの資財を投じて惜しまない実業家でもあった。五郎右衛門は文政10年（1827）10月9日満59才で死亡したが、その前後の主な出来事を年表に示して当時の新田開発と世相を振返ることとする。

年 表

| 年 | 項 | 目 |
|------|--------------------------------------|---------|
| 1654 | 上江用水（上流5ヶ村）完成 | |
| 1655 | 大道用水完成 | |
| 1672 | 西中江用水完成（1661藩営事業として着工） | 参賀用水完成 |
| 1673 | 6分作の不作 | |
| 1674 | 5分作の不作、8月13日には霜が下りる。 | |
| 1675 | 中江用水完成（1673藩営事業として着工） | |
| 1681 | 将軍綱吉越後騒動を親裁、小栗美作切腹、松平家の城地没収され幕府領となる。 | おぐりみまさか |
| 1683 | 十ヶ村（十ヶ字）用水完成 | |
| 1693 | 上江用水幕府による開削完了し、上流16ヶ村が客水となる。 | |
| 1711 | 新井町（新井市）和田八郎右衛門が高田寺町新田開墾 | |
| 1750 | 干ばつによる饑饉 | |
| 1753 | 高田藩教米30俵で貧民を救助 | |
| 1768 | 塙田五郎右衛門誕生 | |
| 1777 | 米価が高くなり高田藩内貧民1,643人に増加、教米60俵（金20両） | |
| 1782 | 5分作の不作 | |
| 1783 | 米価1升200文となり餓死人出る。 | |
| 1784 | 西中江加用水完成 | |



写真-1 塙田五郎右衛門の肖像

* 新潟県上越農地事務所（あなやま つとむ）

| | |
|-----------|--|
| 1786 | 米価また上る。 |
| 1787 | 全國の大ききん。長恩寺住職がかゆを炊いて飢民を救う。高田藩は領内に義倉を設けた。 |
| 1809 | 奥州領5万石余と頸城郡内5万石余が村替え。 |
| 1811 | 妙高山麓開拓完成 |
| 1812 | 稻荷中江用水完成 |
| 1827 | 塙田五郎右衛門死亡 |
| 1829～1833 | 長雨と冷害で不作が続き米価上昇 |
| 1836 | 米価が1升250文となる。 |
| 1846 | 大干ばつで不作 |
| 1853 | 黒船来航 |
| 1865 | 長州征討のため高田藩出発、翌年激戦の末敗走。 |
| 1865 | 高田藩会津征討に先峰 |
| 1871 | 廢藩置県、7月14日高田藩を高田県としたが、11月20日柏崎県に入る。 |
| 1873 | 6月10日新潟県に入る。 |

III. 関川水系の新田開発

戦国乱世が去り江戸時代を迎えると、平野部の開発が盛んに進められるようになり、用水路新設による新田開発の最盛期となった。関川水系においては、上江用水の上流部が1654年に完成したのをはじめ、十ヶ字用水の完成した1683年までの約30年間にほぼ現在の用水系が成立している。新潟平野の紫雲寺潟放水路1721年、新發田藩による阿賀野川放水路1730年に比べるとわかるように、

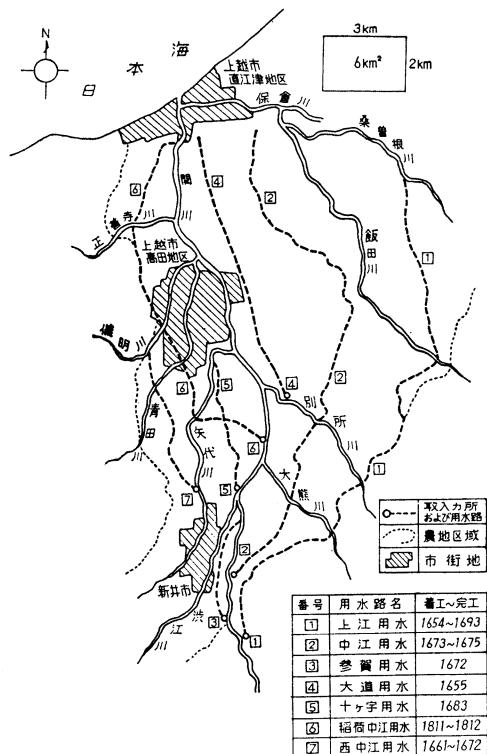


図-1 関川水系における用水開削

新潟県内では早くから水利組織ができ上った地域といえよう。なかでも中江用水は新田3万石の越後最大の藩営プロジェクトであった。

このころの領内の村の姿と自治制度をみておくとおよそ次のようなものであった。現在の大字に相当する当時の村の住民は、村役人と本百姓、水呑百姓に区分されていた。村役人は村の長である庄屋、庄屋の補佐である組頭、住民を代表して事務の監査を行う百姓代で、これらを村三役と呼んでいた。また本百姓は大前と呼ばれた自作農で、水呑百姓は小作人や日雇であった。全村で行う事業は、ほら貝を吹いて全百姓を庄屋の家に集めて合議し、重要事項は連判で決め全員異議の出なくなるまで討議したとされている。しかし実態は大前に印かんを預けておいたため、本百姓以上の人たちで議決されていたようである。農民は決められた年貢米を納めることはもちろんであるが、これ以外にも石当り3升の口米、運送費に当てる駄賃米など10種類以上の現物納入のほか労力提供も行っていた。また他藩への交易見返品として綿、うるしななどの栽培を始め、ろう、塩などの生産も命じられていた。

IV. 西中江用水

稲荷中江用水が生まれる起因となった西中江用水は高田藩家老の小栗美作正矩が藩営事業として企画断行したもので、関川水系の新田開発では最も古い事業計画に属するものである。西中江用水開削によって開発された稲荷中江用水区域の新田は、水のかかりやすい所とされ天和3年(1683)の記録によると木田村60町、藤巻村32町、大豆新田26町、合計118町であった。その後も芝原や畠の水田転換は試み続けられたが、水不足のため稲荷中江用水が完成する1812年までの間にわずか2町に止っていた。

この水不足に対処するため、下流の村々では大貫、飯などの沢地を溜池にするなど小河川の水利利用に努めたが、収穫は依然として向上せず反当8斗あった時は大豊作で秋の穫入れ時には踊り明かしたといわれている。さらに寛保3年(1743)、別途水系桑取川上綱子の奥2kmの地点から300mのトンネルを掘り、正善寺川に流域変更して下流の村々の干ばつを救う計画が樹立され、延享4年(1747)に完成した。しかし宝歷元年(1751)の地震で掘削が崩壊したまま復旧されなかった。しかし、この構想は現在上越市の中水道として実現している。

西中江用水は上流の大崎郷と下流の下之郷に大別され、大崎郷の用水掛り高は客水地区を除き3,339石9升1合で、下之郷32カ村との組合が結成されていた。しか

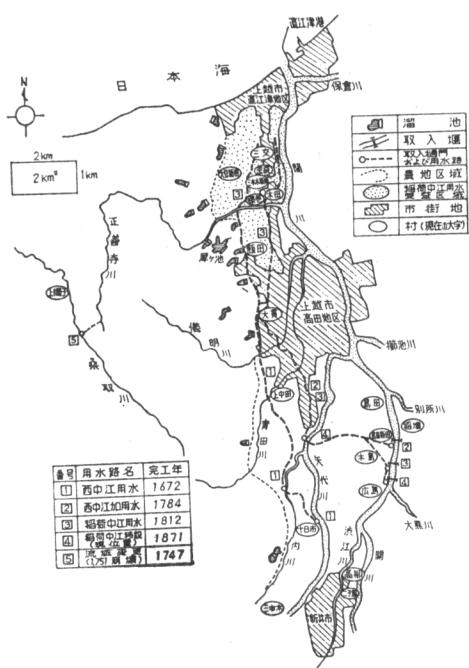


図-2 稲荷中江用水の変遷

し取水地点が矢代川の最下流で、上流に16ヶ所の取水口があったため、當時水不足に悩まされていた。とくに越後騒動で松平家が領地を没収された延宝9年（1681）以降は上流の村々の優先取水がひどくなり、一層水不足となった。このため関川本川から取水して下流部へ補水する西中江加用水計画が早くから樹てられていたが、幾多の変遷を経たのち、終局的には西中江用水開削の140年後の文化9年（1812）稲荷中江用水完成によって結着することとなったのである。

V. 西中江加用水計画

西中江用水は前述したとおり夏期渇水時には極端な水不足となり、上流の村々でさえ干ばつに悩まされていた。この解決策として、明和8年（1771）参賀用水を延長して関川の水を渋江川に引き、さらに渋江川から取水して矢代川まで導水し、西中江用水の補給とする計画が荒井代官所を通じて幕府に出願された。しかし参賀用水は中江用水の上流取水であったことから、中江の反対に遇い実現しなかった。大貫から上流の村々は関川からの導水にあくまで執着し、天明3年（1783）参賀用水取入口から約2km下流の二子島、高柳村境からの取水計画を出願した。しかしこれも下流十ヶ字用水の反対と、中江用水は下流取水となつたが参賀用水と接続する危惧があることからなお反対し続け実現しなかった。

これとほぼ同じころ、飯村から下流の村々（現在の稲荷中江用水区域）でも関川から取水して加用水とする計画を樹てていた。しかし取水予定地点の木島村は天領であったため、私領の村々のための用水開削は不許可とされ、やむなく高田藩領内の島田上新田からの取水に変更出願し、天明3年（1783）許可となった。このように、同じ西中江用水の上流と下流の村々から別々な関川引水計画が出願されたこと自体、西中江用水そのものに取水量に見合った水路延長と水利組織に無理があったといえよう。

下流の村々の出願が許可された翌年（1784）には西中江加用水が完成されたが、取水地点が下流過ぎたため各地に逆勾配が生じ、なかには溜池に改造したところも出て、27年間この状態が続いていた。この間寛永2年（1790）に再度二子島村からの取水にとりかかったが、何分天領の村々であったので協議が成立せず、水路を埋めつぶしたことわざがあった。

VI. 稲荷中江用水の誕生

文化6年（1809）2月12日高田藩に付替えがあり、かねてから下流の村々が取水を希望していた木島村地主が高田藩となり、この土地を代官治地としていた荒井陣屋は廃止となった。この好機に早速村々の庄屋は塚田五郎右衛門に下流村々のための専用水路建設を依頼した。五郎右衛門は脇差などと相談して計画を樹立し、自ら発起人となり「西中江用水再興願」を提出した。この計画は下流8ヶ村の灌漑用水補給と畑や荒地の開田を目的としたもので、着工は文化7年（1810），完了予定は文化9年（1812）となっていた。

なおこの年に、同じ高田下小町の住人で全国の金持番付に名をはせる惣年寄倉石甚助から60両3歩の工事資金を借用、またこの事業の完成を祈る象徴として河波良神社を選んで神の恩恵を信じ、資金と労力を集めることに成功した。

工事は文化7年（1810）着工されたが、当時としては構造物の多い大工事であるうえ、微妙な水面勾配が要求されたため地上のまぎらわしい風景が見えなくなつた夜、燈火に頼る測量が行われたと言い伝えられている。工事は領主の奨励と理解もあり順調に進んで、翌年には完成した。さらにその翌年の文化9年（1812）には支線の稲荷小中江（下江）を完成させて現在の水路体系ができ上り、170年経た現在でもこのルートは最高とされ変更されていない。

高田藩主は、塚田五郎右衛門の功績をたたえて、この水路の名前を瓦焼稻荷大神（河波良神社）からとて稲



写真-2 往時の姿をとどめる稻荷小中江

荷中江と下され、この神社の建設を五郎右衛門に命じて永く用水の鎮守とさせた。なお、開削者の名をとって塙田用水ともいわれた。稻荷中江用水完成による畑や荒地の開田面積は文化8年（1811）から嘉永2年（1849）までに69町6反に達したが、このうちの約63町は文化8年（1811）から文化10年（1813）の4カ年間に集中している。このように安定した水量が取入れられ開田は進んだが、上流江筋の村々が客水地区となり、この解消に100年以上の苦惱が続くことになったのである。稻荷中江用水によって開田するには、五郎右衛門の許可が必要であり、用水開削者と土地所有者との間で条件をとり交した上で開田は用水開削者が行った。

開田に伴う取り交し条件（例）

- 薄袋村地内の畑地で用水がかりが可能な畑を開田したく、三本木村（現在の新井市）茂右衛門ほか3人が願い上げ、御聞き済みのうえ村役人に場所の見分を願ったところ田成を仰せつけられたので次のとおり取り決める。
1. 池田の畑は反当り地代米4斗5升、他の畑は3斗7升5合と定める。ただし、着工年から5ヶ年間は開発人持ちとし、11月までに納入のこと。
 2. 用水がかり難いところが出ても、地代米は11月末までに納めること。納入できないときは元の畑に返し、次年度からは地代米は必要ない。
 3. 開発人負担の5ヶ年後は、地代米のうち年貢米金詰掛銀前は5ヶ年平均で引受け、残徳米だけを開田反別に徳米に附して地元村方へ渡すこと。

文化8年（1811）2月

薄袋村 百姓代、組頭、庄屋、
田成願人 4名

また、稻荷中江用水の完成によって開田は一応成功したもの、洪水による施設の被害が続出していた。年貢

米軽減措置願の例を示すと次のようなものがある。

用水不足ヶ所にかかる年貢米軽減願

塙田五郎右衛門開発による畑田成のうち、13町8反2畝は旱ばつ被害を受けていると村々ならびに五郎右衛門から申出があり、私も調べたところ申出のとおりであった。このヶ所は関川用水を取り入れる堰が故障し、申し立てていたところ旱ばつに遇ったもので、十ヶ字用水からも貰い受けたが何分畑田成は標高が高く、用水方役人に出かけてもらい掛配りをしてもらったが、それ以前に旱害を受けてしまっていた。従って出穂の様子が全くなく、年貢米を納める手段がなく途方に暮れていますので、1ヶ年限り畑作半毛引きにして載きたくお願い申し上げます。

天保12年（1841）7月

薄袋組大肝煎 田村長右衛門
郡奉行所

開田はその後も遂次行われ、明治13年（1880）の記録によると、稻荷中江用水の灌漑面積は合計310町9反となっている。現在の稻荷中江土地改良区賦課水田面積387haのうち稻荷中江用水がかりは350haである。

VII. 河波良神社

元来この地域は金谷山（日本スキー発祥の地）の土で瓦を焼いていたが、水に恵まれず困っていた。そこで、儀明川の辺りに場所を求めた。この場所はふいごの代りとして南東の方角から来る風があったことから、火と風の神として小さな祠を建立した。そのうち近くの遊女などがお参りに来始め、神社は栄えていった。塙田五郎衛門は稻荷中江用水開削に当って、この神社に着眼し、豊受大神宮から水配神を貢って来て合祀し、鎮守の神とした。奥社の外廻りには農作業の四季が彫刻されている。なお現在でも毎年6月20日の例大祭には稻荷中江土地改良区と町内会の役員が水きんと水害のない豊作を祈っている。この河波良神社には稻荷中江開削の経緯と関係者15名の肖像を描いた絵巻物が残されている。

稻荷中江の記

頸城郡下之郷の田の水が足らず稲が出来ないので、天明の頃関川の水を加えようと村々から訴え、工事は国役をもって島田上新田地先から取水したが、江筋勾配が弱く水が遡上するところがあちこちに出た。しかしこれは上流に公料が入り交っていたためでやむを得なかったと言える。ところが文化6年大守君（高田藩榊原第11代政令）御領の奥州の村々と公料の関川沿いの村々とが交替

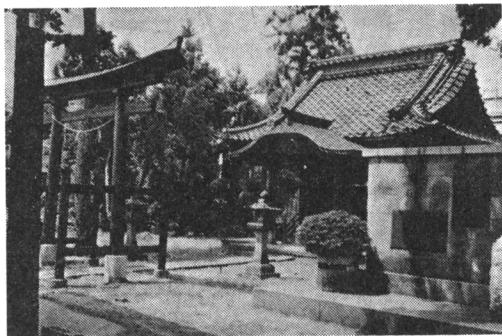


写真-3 河波良神社

された。このため時期到来と塚田勝和は雄々しく思いを起し、力を出して瓦稲荷大神へ工事を私の手でさせてくれと訴え、文化7年、以前の江口より凡そ300~400間上流の木島村大字大ほとけから流れを引いたところ、勾配がよく下之郷一体は満足して田は勿論のこと、畑も田となって水不足がなくなった。そこで大守君から江の名を稲荷中江と下され、御社を勝和にお預けになり、永く守護せよと申しつけられた。よって修造して遷座祭祀した。このとき文化9年である。このよろこびを後世に語り伝えようと、最初から勝和に力を添えた人々を皆絵に写し止めて神庫に納める。

文化9年8月

絵の人物 (○印は役人、△印は脇差)

- 竹田太郎兵衛信任
- 村越茂助陸重
- 荒井与兵衛定直
- 神木庄蔵潜
- 青山甚内定成
- 林太次右衛門直寿
- 岩間平兵衛以重
- △ 木田村 清水源左衛門
- △ 三本木新田 森本渋右衛門
- △ 嶋田村 関儀右衛門
- △ 高田中屋敷町 高山甚左衛門
- 木嶋村 遠藤角左衛門
- 木田村 橋口弥惣右衛門
- 稻増村 中村治郎九郎
- 塚田五郎右衛門勝和

VIII. 稲荷中江用水組合の設立

稲荷中江用水の完成した文化9年(1812)7月29日、西中江用水の飯より下流の村々が、大貫より上流の村々へ西中江組から脱退したい旨訴え出ることを決めた。この訴えは西中江用水の各村々を支配している大肝煎へ出

されたもので、この調停役として上流村9ヵ所の代表庄屋3名が人選された。この3名は大貫から上流の村々の調整を図り、次のような結論を得た。

1. この争いの経費は上流9ヶ村の水高の割合で負担すること。
2. 下流21ヶ村が脱退しても上流村々の水使用割合は変更しないこと。
3. 以前から西中江諸掛りは、上流大崎郷9ヶ村と下流下之郷23ヶ村で負担割合を決めていたが、下之郷21ヶ村が脱退しても大崎郷と下之郷の比率は変更しない。

この調停に際して、上流の残る村々は下流21ヶ村の脱退によって今後の維持管理費が増高することを懸念していたため、庄屋代表3名はさらに下流の脱退希望の村々との調整を図った結果、脱退の条件として出金することによって同年11月に協定が成立し、稲荷中江用水組合の誕生を見るに至った。

協定證文

西中江用水は、矢代川十日市地内から取入れ、大崎郷3,339石9升1合と下之郷32ヶ村から成っている。用水量が少なく、流末の村々は水不足に悩まされていたため、関川本川木島村地内から加用水を設け、大貫村地内で西中江に合流させ飯村より下流の水田補給と畑の水田転換および開田を目的として願い出、文化8年に完成した。文化8年は異常干ばつであったが、被害が少なかったことから、飯村より下流の村々は西中江から脱退し、加用水を本用水にしたいと申し出た。西中江用水組合の残った上流の村々の言い分は、西中江用水路は十日市村の取入口から延長が長く、数ヶ所の難場があって、これまで3,000石余で維持管理しても大変であったところ、このたび下流の1,970石8斗2升1合が脱退されても維持管理が嵩み、すでに上中田地内の大樋を年末に改造することにもなっている。上下流相方の意見に違いがあり、この調整として庄屋代表、加藤与惣右衛門、横山伝兵衛、植木弥五左衛門の3名に任せた結果、次のとおりとなつた。

1. 金6両也(来年から定式出金)

これは脱退した村々から、西中江に残る江組の村々に年々12月末までに会所上納金帳にて差引き上中田村へ渡すこと。

2. 金15両也

これはこのたび江組が小さくなつたので、諸普請年金、諸入用金のうち1ヶ年に限り支給する。

3. 西中江取入口から大貫村地内までの江筋は、残る村々でどの様に取扱うとも、脱退した村々は異議を申し

述べることはできない。

4. 大貫村字天道揚口の18石3斗は新江合水の下につき脱退分とする。
5. 大貫村地内の堰、掛樋その他の普請については、下之郷のこれまでの取り決めがあるので、大貫村は下之郷水組と別途協議すること。

文化9年11月

| | |
|--------------|---------|
| 西中江水組から脱退した村 | 下之郷21ヶ村 |
| 西中江水組に残った村 | 大崎郷9ヶ村 |
| | 下之郷2ヶ村 |

郡奉行所

IX. 稲荷中江用水の番水制度

稻荷中江用水は念願の木島村からの取水が実現したが、関川本川の河床低下によってたびたび堰の補修を必要とし、根本的な解決には至らなかった。取水の実現した60年後の明治4年(1871)には、河床が1.5~2.0m低下していたため水が十分に入らず、稻荷中江用水組合の内部で今度は下流の村々が脱退したいと言い出した。各村々の庄屋は、約500m上流の広島地先に移設する計画をたて、関係の村々に了解を取りつけ、同年移設が実現した。この移設に伴う木島村への江代米補償は打切られることなくその後も続き、昨年の昭和56年6月をもってやっと解決した。

取入口が広島地先に移設された後も何回となく洪水によって取水堰が被災し、水不足に悩まされてきたが、昭和39年の融雪災害を契機にコンクリート堰に改造され、文化9年(1812)の完成以後150年後の昭和40年(1965)8月には洪水被害と河床低下から取水障害を守ることができた。前述のように、広島地先に移設されても取水が安定しなかったため、当然のことながら番水制度が決められていた。明治8年(1875)7月22日、17カ村の地持惣代によって定められた水番は次のようなものであった。

1. 用水上手の6ヶ所の水番は、三交村、薄袋村から履入れた人足を1ヶ所に1人づつつける。
2. 一般の水番については、22の樋口(灌漑反別80町2反8畝)に人足21.25人とし、出夫は10町につき2,522人、小数点以下は村単位に4捨5入して1人当たり賃金

12銭として精算のこと。

3. 番水人夫数は、前年の平均をもって計画し、各村はこれによって人夫を繰出することとする。
4. 本年度から、灌漑期間中毎日世話がかりが水路を見回すこととし、水のかからない場所あるいは水保ちが悪く、毎日引水しなければならない場所、その他村々から申し出ることがあれば、各村は地持惣代1名を定めて、その者から実状を世話がかりへ談判し、不公平のない様に取計らうこと。
5. 以前の慣習のように小作人から水配その他について申し立てても、世話がかりは一切聞かないことに定める。

稻荷中江土地改良区では、現在でも水番即ち連絡員会議(各部落1名計27名)を毎年2月に招集し、代かき用水の時期と順序を決めている。さらに6月始めには、渴水時の番水方式を決め、施設管理人(土地改良区職員)2名を任命して番水に当たらせている。

X. あとがき

稻荷中江土地改良区の区域は、上越市の直江津地区と高田地区の中間に位置しているため、市街化の波をまともに被っている。このなかにあって、過去170年間の用水管理の経験と統一された組織力によって見事に都市と農地を調和させ、県営をはじめ、団体営灌漑排水事業、土地改良総合整備事業などの土地改良事業を着実に実施している。

このたびの塙田五郎右衛門に関する資料は、稻荷中江土地改良区理事長塙田源一郎氏および同事務局長齊藤澄子氏その他多数の方々のご協力をいただいたもので、地球規模の寒冷化と寡雨化のなかで、水利秩序を中心として生き抜いた往時を偲ぶことができた。稻荷中江土地改良区が今後とも立派な遺物を後世に残されんことを祈念して終りとする。

参考文献

- 高田市史:高田市(1958)
- 新井市史:新井市(1973)
- 中江用水史:中江土地改良区(1967)
- 農業水利実態調査書(関川水系):農林省農地局(1958)
- 薄袋・三交・石橋300年史:300年史編集委員会(1978)
- 広報じょうえつ:上越市(1978)

[1982. 11. 24. 受稿]